

EUにおけるデータ流通政策の動向

寺田 眞治 ●一般財団法人日本情報経済社会推進協会 主席研究員

データ利用における人権を保護し、自由で公正なデジタル単一市場に向けデータ政策の整備が進むEU。大量データ保有事業者には規律やデジタル市民権の提案も。これらがグローバル市場に大きな影響を与える。

■最近の動向の概観

2022年は、EUからデジタルデータに関連するさまざまな規則の公布や規則案の発表が相次いだ一年となった。主立ったものとしてはデータガバナンス法¹、DSA (Digital Services Act: デジタルサービス法)²、DMA (Digital Markets Act: デジタル市場法)³が告示され、適用に向けた準備が進められている。また、DA (Data Act: データ法)⁴案が発表され、承認に向けた作業が進められている。2016年に公布、2018年に施行されたGDPR (General Data Protection Regulation: 一般データ保護規則)⁵と併せると、EUにおけるデジタルデータの基本的な制度が完成に近づいてきた。

一見すると規則の乱立のようだが、全体を俯瞰すると長期にわたって進められてきたEUのデジタル単一市場を目指して、必要な規則が順次整えられたことが分かる。大きくは次の3つの課題を解決するものとして整備されている。

- ①データ利用における人権の保護
- ②EU圏内における自由で公正なデータの流通
- ③大量のデータ保有者への規律

①の人権の保護については、必ずしもデジタルデータだけに限るものではなくEUの基本権憲章

におけるプライバシー権の保護を目的とするものであり、GDPRがこれに該当する。デジタルデータに特化するものとして、ここ数年にわたって特別法となるePrivacy規則 (案)⁶の議論が進められているが、まだ承認には至っていない。

②は、2015年に発表されて以来懸案となっているEUのDSM (Digital Single Market: デジタル単一市場)⁷の実現に向けたもので、2020年の欧州データ戦略⁸に基づくものである。これまでも2018年の非個人データ規則⁹、2019年のオープンデータ指令¹⁰等がすでに発効しているが、これらを包含し、より実効性と汎用性を高めようとするものである。データガバナンス法およびデータ法が該当する。

③は、①のプライバシー保護と②のデータ流通市場構築に関連して、阻害要因となっている大量のデータ保有者を規律するものである。一般にプラットフォーム事業者への規制としてGAFAM (Google、Apple、Facebook (現Meta)、Amazon.com、Microsoft) への規制といわれることが多いが必ずしもそうではなく、データ活用を行う事業者全般に対しての規律を定めたものである。事業形態や保有するデータの量に応じたリスクの大きさに鑑みて、段階的に義務規定を強化している。DSAとDMAがこれに該当する。

また、プライバシーを保護しつつ自由で公平なデータ流通を実現するために、利用者の情報を利用者自身がコントロールするための基盤として、eIDAS (Electronic Identification, Authentication and Trust Services)¹¹の改正が進められている。この規則を実装するものとして、2030年にEU市民の8割以上がデジタルIDを利用できるようにするためのEUDI Wallet (EU Digital Identity Wallet)¹²の開発が進んでいる。

さらに、データの単一市場を実現するEU Data Space (欧州データ空間)を構築するためのデータ連携基盤となるGaia-X¹³の整備が進んでおり、航空産業のSkywise、オランダのSmart Connected Supplier Network、ドイツ自動車業界のCatena-Xなどが実装例となっている。

以上のようにEUでは法制度とインフラの整備が並行して急ピッチで進められており、EUのデジタル単一市場の実現が近づいている。本稿では、これらの最近の動向とデータ流通に関する重要な法制度について概観する。ただし、プライバシーの保護関連については直近で大きな変化はないため『インターネット白書2019』『同2022』の筆者の稿を参考にさせていただきたい。

■データ政策の前提となるデジタル政策の概要

EUのデジタル政策の方向性を示すものとしては、まず2010年にDigital Agenda for Europeが10年後の目標として発表されている。2020年発表のShaping Europe's digital future (欧州のデジタル未来の形成)¹⁴で目標と行動を設定している。さらに2021年発表のEurope's Digital Decade¹⁵が10年後の具体的な目標として発表され、この目標に向けた数値目標を2030 Digital Compassとして発表している。

また、これらのデジタル政策に向けて、EUの

基本権憲章に根差したものや、データ保護とプライバシーに関する法律など既存の権利を補完するものとしてDigital Citizenship (デジタル市民権)が2022年1月に提案されている。EUと加盟国、デジタル関連事業者がデジタル化に関するルールや規則を立案する際の指針となる原則である。

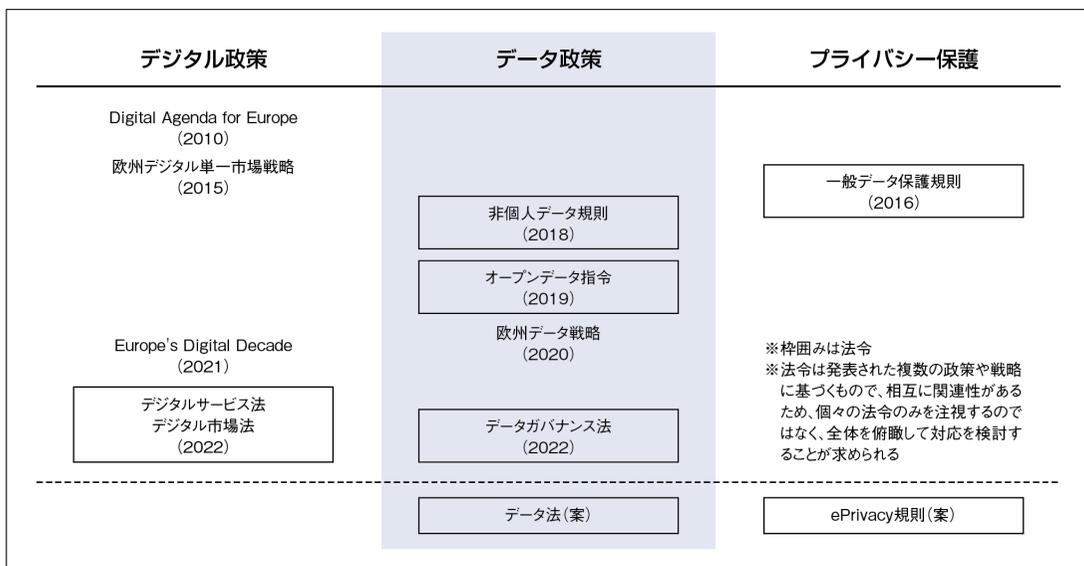
＜デジタル市民権における権利と原則＞

- ①人々とその権利をデジタル転換の中心に据える
- ②連帯と包摂の支援
- ③オンラインでの選択の自由の確保
- ④デジタル公共空間への参加の促進
- ⑤個人の安全性、セキュリティ、能力の向上
- ⑥デジタルの未来の持続可能性の促進

■データ政策の概要

デジタル政策の要となるデータ流通の促進に関する政策については、2016年制定のGDPR、審議中のePrivacy規則(案)においてプライバシーの保護を確立しつつ、非個人のデータについては2018年に非個人データ規則、2019年にオープンデータ指令が制定され、それぞれすでに発効している(資料3-1-5)。

ここまで見てきた通りEUのデータ政策は一筆書きで描かれたものではなく、目標に向かって個々に課題解決する中で必要に応じてさまざまな制度が連携しつつ進められてきている。上位の政策となる新産業政策、デジタル政策とデータ政策が、必ずしも時系列通りではなく個別に策定されるなど関係性が分かりにくく、また対症療法的でやや乱立気味であるのは否めないが、データ政策については収束傾向が見られる。個人データ、非個人データ、公共機関のデータ、民間のデータすべてを対象とするデータ政策の総合的な戦略が2020年に「欧州データ戦略」としてまとめられており、これに基づく形でさまざまな制度設計と



出所：筆者

大規模な投資が進められている。

以下は、欧州データ戦略とこれに基づく規則についての概要である。

● 欧州データ戦略

2020年2月発表。欧州の世界での競争力とデータ主権を確保するため、データの単一市場である「欧州データ空間」の創出を目標に掲げている。

データの可用性、市場の不均衡、データの相互運用と品質、データガバナンス、データインフラと技術、個人の権利行使強化、スキルとデータリテラシー、サイバーセキュリティの8つを課題として、以下の4つの戦略にまとめている。

- ① データアクセスと利用のための、分野横断型のガバナンス枠組みの構築
- ② 実現手段：データへの投資、欧州の能力とデータホスティング・処理・利用のためのインフラの強化、相互運用性

③ 能力開発：個人の権利強化、スキルと中小企業への投資

④ 戦略的分野と公益分野での欧州データ空間の構築

これらの戦略を基に、データガバナンス法とデータ法の策定が進められた。

● データガバナンス法

2022年5月採択、2023年9月施行。個人や産業が生み出す膨大な量のデータを技術革新や経済成長につなげるために、データの可用性とデータ共有時のサービス提供事業者（仲介事業者）への信頼性を高める枠組みを構築して、EU域内で官民を超えたデータの共有促進を目指すものである。規則の目的は以下の通りである。

- ① 公的組織によって保持されるいくつかのカテゴリにおけるデータの再利用条件

②データ共有サービス提供のための届け出と監督の枠組み

③利他的な目的のために利用可能とされるデータを収集し処理する組織の、自発的登録の枠組み

④EU外への非個人データのセキュアなフローを可能とする措置

データの再利用を許可する公的機関は、個人データの匿名化や安全な処理環境、企業秘密の削除、データの再利用者からの承諾取得などの措置を講じて、データの権利者の権利と利益を保護することが求められる。データの提供は各加盟国の単一窓口を通じて行われ、EU域外へのデータ移転は十分に認定などを通じて移転先国のデータ保護の法的枠組みがEU規制と同等の水準だと欧州委員会が認めた場合にのみ認められる。

データ共有サービスを提供する事業者（データ仲介事業者）に対する義務規定が定められているが、これは日本における情報銀行やデータ取引市場と類似のものであり、届け出が必要であることに留意する必要がある。

特徴的なものとして、データ利他主義（data altruism）を定義し、公共的な利益のためにデータを提供しやすい環境の整備がある。認定データ利他主義組織に対して、加盟国が支援することを求めるものである。

●データ法（案）

2022年2月発表。インターネットへの接続を前提としたIoT機器などの製品が生成するデータについて、機器の製造事業者による独占的な利用を解消するための規則である。製品の利用者に対して、自身の利用によって生成されたデータへのアクセス権を与え、利用者の判断によって第三者企業とデータを共有することを認めることを根幹としている。これにより、第三者企業によるデー

タを活用した新たなサービスの提供を促進しようとするものである。

ただし米国のプラットフォーム企業など、DMS（データ市場法）によってゲートキーパーの指定を受けた事業者は、データ共有を受ける第三者企業になることはできない。さらに、大企業による一方的な契約条件から中小企業を守るために、契約の公平性に関する基準も規定されている。

その他、クラウドサービスの乗り換えの無償化、データポータビリティを高めるための新たな標準化の枠組、非個人データの域外への移転や域外国による不当なアクセスを防止するための合理的な措置の義務化、自然災害のような緊急事態時にEUや加盟国がデータの保有企業に対してデータ提供を義務付けることができる規定なども盛り込まれている。

データガバナンス法とデータ法の2つの規則が発効すると、日本の企業への影響も少なくない。EU内でのデータ利用事業、EUからのデータ移転について、プライバシーに関わらないデータについても厳しい条件が付くことになる。特にEU内でのデータ囲い込みが規制されることになるため、データのオープン化を前提とする事業の在り方を考えなければならなくなるだろう。

■データ保有企業に対する規制

データ政策の基本は、データのオープン化によってデータ流通を促進させるためのものである。従って、大規模プラットフォーム等による市場競争環境の毀損やプライバシー侵害が大きな阻害要因として課題とされてきた。

プライバシー侵害については前述の通り、GDPRやePrivacy規則（案）をベースにその後の各規則においても参照され、順守が求められており、おおむね規制が行き渡ったと見ることがで

きる。大量の利用者情報を保有する域外、特に米国や中国のビッグテックやプラットフォーム事業者もこれを順守しなければ大きな課徴金を課されることから、相当の効果を発揮している。

一方で、プライバシー保護の規制だけでは、大量のデータを保有する事業者による市場支配を解消することはできない。そのため、前述した2020年発表のShaping Europe's digital future（欧州のデジタル未来の形成）の公正で競争力のある経済（A fair and competitive digital economy）という目標では「DSAによるオンラインプラットフォームの役割とオンラインサービスに対するルールの明確化」、開かれた民主的で持続可能な社会（An open, democratic and sustainable society）という目標では「オンラインの偽情報の撲滅と信頼できる多様なコンテンツの育成」がアクションとして示されている。

●デジタルサービス法（Digital Service Act : DSA）

2022年11月発効。ただし主要部分の適用は2024年2月。

規則の目的は、SNS、オンラインマーケットプレイス、検索エンジンなど、オンライン上の仲介サービスを提供する全事業者を対象として透明性や事業者の説明責任を強化し、利用者の基本的権利を保護することにある。フェイクニュースや違法有害コンテンツの排除に関心が集中しているが、これに限らず、広告やレコメンドの透明性確保なども重要視されている。

規制の構造は、仲介事業者をサービスと規模に応じて分類し、影響の大きさに応じて規制のルールを強化するものとなっている（資料3-1-6、資料3-1-7）。EUにおいてオンラインの事業を展開している場合には、この規則を順守する必要がある。

●デジタル市場法（Digital Markets Act : DMA）

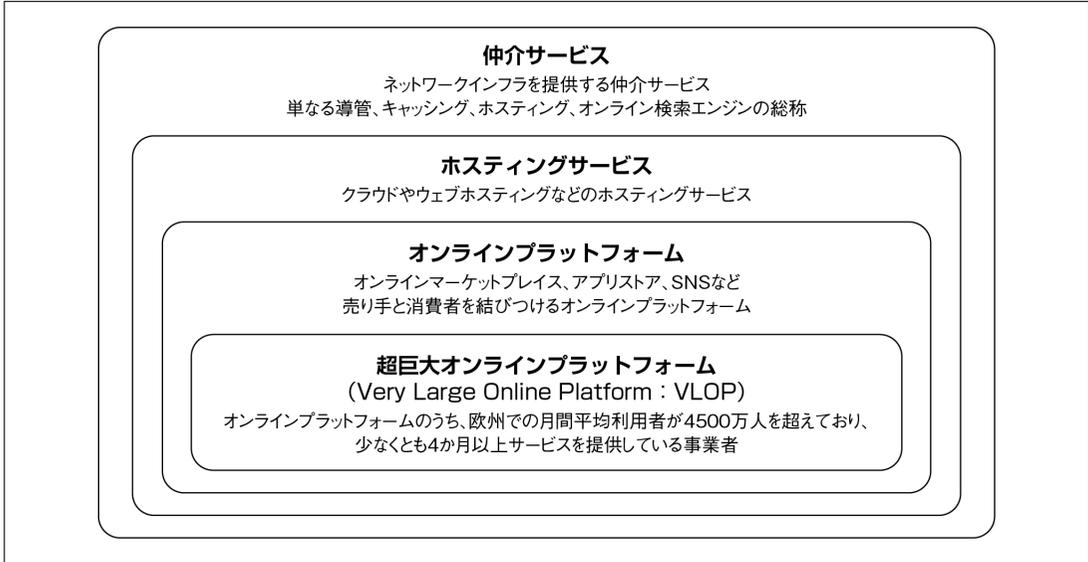
2022年11月発効。ただし、2023年春ごろ発表予定のゲートキーパー指定とその後6か月間の猶予期間がある。

規則の目的は、大規模なプラットフォームに対して自社優遇や他社への排他的な制限の禁止、情報提供やデータポータビリティの促進を求めるもので、不公正な市場支配を排除することにある。

ゲートキーパーが指定されるコアプラットフォームサービスは、仲介サービス（モール、アプリストア等）、検索エンジン、SNS、動画共有プラットフォーム、メッセージャー、OS、ウェブブラウザ、仮想アシスタント、クラウド、オンライン広告である。直近3年間におけるEU域内の売上高が75億ユーロ以上、または過去の平均時価総額もしくは同等の市場価値が750億ユーロ以上で、少なくとも3つのEU加盟国で同一のプラットフォームサービスを提供しており、月間のアクティブユーザー数が4500万人以上の事業者がゲートキーパーとして指定され、義務が課される。

順守すべき義務は多岐にわたっているが、日本の企業がゲートキーパーに指定される可能性は低いと詳細は割愛する。一方で、この規則によって恩恵を受ける企業は少なくないため、EUで事業を行っている企業は内容を確認する必要がある。例えばスマートフォンアプリの場合、アップルやグーグル以外の課金プラットフォームは使えず、売り上げの30%が徴収されていたが、これが禁止されることになるだろう。さらに、第三者によるアプリストアを利用できるようになる可能性がある。自社のサービス利用者に関するさまざまなデータの開示を要求することや、プラットフォーム上の自社のユーザーへの営業行為の自由度が高まるなど、これまでのプラットフォームに

資料 3-1-6 デジタルサービス法における対象事業の分類



出所：筆者

資料 3-1-7 デジタルサービス法におけるルール

| ルール | 仲介事業者 | ホスティングサービス | プラットフォーム | 非常に大規模なプラットフォーム |
|---------------------------------|-------|------------|----------|-----------------|
| 透明性に関する報告 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 基本権を尊重した利用規約の策定 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 加盟国の監督機関の命令への協力 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 連絡先の設定、法的代理人の指名（必要な場合） | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 違法コンテンツに関する通知と行動、利用者への情報提供 | × | ○ | ○ | ○ |
| 苦情対応と是正メカニズム、法廷外の紛争解決 | × | × | ○ | ○ |
| 「信頼できる通報者」制度 | × | × | ○ | ○ |
| 通報システムなどの乱用防止策 | × | × | ○ | ○ |
| サプライヤーのトレーサビリティ確保 | × | × | ○ | ○ |
| オンライン広告の利用者に対する透明性 | × | × | ○ | ○ |
| 刑事犯罪の通報 | × | × | ○ | ○ |
| リスク管理の義務と法令遵守担当者の指名 | × | × | × | ○ |
| リスクに関する外部監査と公的な説明責任 | × | × | × | ○ |
| コンテンツの「おすすめ」システムの透明性と利用者の選択肢の確保 | × | × | × | ○ |
| 監督機関および研究者とのデータ共有 | × | × | × | ○ |
| 行動規範の策定 | × | × | × | ○ |
| 危機対応への協力 | × | × | × | ○ |

○：ルールが適用される ×：ルールが適用されない

出所：日本貿易振興機構（ジェトロ）ブリュッセル事務所、「EU デジタル政策の最新概要」、2021 年 10 月

よる制限がかなり緩和されることも期待されている。

■日本への影響

これらのデータ政策や規則制定の動向は、データにおけるEUの主権を確立するとともに、阻害要因を排除し、安心・安全で信頼のおける公正な

市場環境を整える「EUのデータ単一市場」を構築するためのものである。しかし、GDPRが世界に波及したのと同様、今後、これらの制度や規制がグローバルへも波及していくことが予想される。

日本でも、経済産業省において「デジタルプラットフォーム取引透明化法」¹⁶がすでに施行されている。内閣府のデジタル市場競争本部で検討が進んでいる「モバイル・エコシステムに関する影響評価」¹⁷と併せて、規制の程度は緩いものの日本版DMAに近い性格を持つ。総務省の「プラットフォームサービスに関する研究会」¹⁸ではフェイクニュースや違法有害コンテンツへの対策が検討されているが、こちらはDSAを参考している。

プライバシー保護の強化については、個人情報を超える利用者情報の取り扱いについて、電気通信事業法が改正され、少なくとも通知・公表が求められることになった。こちら、規制の程度は緩いものの、ePrivacy規則（案）に近いものとなっている。併せて、大規模なプラットフォームを特定利用者情報の取扱事業者として指定し透明性やアカウントビリティを求めることとなったが、こちらはDMAに類似している。

データの流通促進については、デジタル庁が「デジタル社会の実現に向けた重点計画」¹⁹を策定

し、公共から民間まで多岐にわたる制度設計を進めている。併せてデータ流通の基盤整備にも着手しており、EUのGaia-Xとの連携についても検討が進められている。

日本のデータ政策は、おおむねEUの動向を見ながら進められる傾向が強い。実装に関しては、米国の政府調達における事実上の標準であるNIST（National Institute of Standards and Technology：米国立標準技術研究所）の刊行物を参考にしている。また、欧米の仕様や規格を国際標準化することを各国がいつになく強力に進めており、この対応についても経済産業省を中心に進められている。

DXが遅れている日本としては、先行する欧米の状況を後追いせざるを得ないのが実態である。データビジネスが、時間や資金などのリソースが大量に必要な事業であることに鑑みると、制度や規制についてはEU、実装における技術的な動向はEUと米国を注視しながら、あらかじめこれらに合わせていくことが必要になるだろう。いずれ日本でも同様あるいは類似の制度や規制、仕様や規格が主流になることが予想されるので、たとえ国内向け事業であってもグローバル視点で先取りすることが重要である。

1. <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/data-governance-act>
 2. https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/digital-services-act-ensuring-safe-and-accountable-online-environment_en
 3. https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/digital-markets-act-ensuring-fair-and-open-digital-markets_en
 4. https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_1113
 5. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32016R0679&from=en>

6. <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/eprivacy-regulation>
 7. <https://ec.europa.eu/eurostat/cache/infographs/ict/blc-4.html>
 8. <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/strategy-data>
 9. <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/free-flow-non-personal-data>
 10. <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/legislation-open-data>
 11. <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/eidas-regulation>
 12. <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/european>

1

-digital-identity-architecture-and-reference-framework-outline

13. <https://gaia-x.eu/what-is-gaia-x/deliverables/data-spaces/>

2

14. https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/shaping-europes-digital-future_en

15. <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/europes-digital-decade>

3

16. https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digitalplatform/index.html

17. https://www.kantei.go.jp/jp/singi/digitalmarket/kyosokai_gi_wg/index.html

4

18. https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/platform_service/

19. <https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program/>

5



1996, 1997, 1998, 1999, 2000...

[インターネット白書ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dおよび株式会社インプレスが1996年～2023年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<https://IWParcives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&Dおよび株式会社インプレスと著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

インプレス・サステナブルラボ

✉ iwp-info@impress.co.jp